

第31回社会保障審議会障害者部会議事録

日 時：平成20年4月23日（水）14:00～16:00

場 所：厚生労働省9階 省議室

出席委員：潮谷部会長、高橋部会長代理、嵐谷委員、安藤委員、井伊委員、
伊藤委員、岩谷委員、大濱委員、川崎委員、北岡委員、君塚委員、
櫻井委員、佐藤委員、新保委員、副島委員、竹下委員、鶴田委員、
堂本委員、長尾委員、仲野委員、野沢委員、広田委員、福島委員、
星野委員、三上委員、箕輪委員、宮崎委員、山岡委員、

○川尻企画課長

それでは、定刻になりましたので、ただ今から第31回社会保障審議会障害者部会を開会いたします。

私は、障害保健福祉部企画課長の川尻でございます。今回は、再開後第1回というようなことでございますので、冒頭の進行役を務めさせていただきます。

それでは、議事に先立ちまして、障害保健福祉部長の中村からご挨拶を申し上げます。

○中村障害保健福祉部長

障害保健福祉部長の中村でございます。皆様方におかれましては、本日は大変お忙しいところをお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。また、皆様それぞれお忙しい立場でご活躍されている中で、このたび社会保障審議会障害者部会の委員を快くお引き受けをいただきまして、大変ありがたく思っております。心より感謝を申し上げたいと思います。

さて、障害者自立支援法が施行されまして2年が経過をいたします。この法律は、就労支援の強化や地域移行の推進など、障害を持たれた方々が地域で安心して暮らせる社会を目指して制定されたものでございますけれども、大変大きな改革でございましたことありまして、様々なご意見が出てまいりました。こうした様々なご意見に丁寧に対応するため、平成18年12月に国費1,200億円の特別対策が決定され、平成18年度から20年度までの3カ年にわたり、利用者負担の軽減であるとか、事業者に対する激変緩和措置を実施しているところでございます。

また、昨年9月に福田内閣が誕生した際の連立政権合意におきまして、障害者自立支援法について抜本的な見直しを検討するとされましたことを受けて、与党のプロジェクトチ

ームが、昨年12月に見直しの方向性を提言する報告書をまとめられておまして、このうち特に必要な事項につきましては、政府において、平成20年度予算と都道府県に特別対策で設置をされました基金を活用して、緊急措置を講ずることとなったところでございます。

このように、平成20年度は、これらの措置や税制改正なども活用しながら、引き続き法の定着に向けて施策を推進することとしておりますけれども、これと併せまして、障害者自立支援法の附則におきまして、3年後の見直しの規定がございますので、制度の見直しを進めていきたいというふうに考えております。このため、このたび本障害者部会における検討を再開することとしたところでございます。

なお、関連いたしまして、発達障害者支援法も平成17年4月の施行から3年を経過をしておりますので、見直しの時期が来ておるといふふうに認識しております。

今後の検討課題といたしましては、障害者自立支援法の附則では、障害児に対するサービス、障害者の範囲、所得の確保が挙げられております。また、与党のプロジェクトチームの報告書で提言された項目は9項目ございますけれども、先ほどお話しいたしました緊急措置で対応されなかったものもまだかなり残っております。本日お集まりいただきました委員の皆様方におかれましては、これらの課題につきまして、ぜひ忌憚のない関連なご議論をお願いしたいというふうに思っております。

なお、本障害者部会の進め方についてでございますが、事務局の大まかなイメージといたしましては、夏までに主な論点につきまして順次ご議論をいただき、現状と課題を整理いたしたいと思っております。その後、夏の間に関係団体からヒアリングを実施させていただきたいと思っております。そして秋以降、個別に設置されております検討会などの成果もご報告させていただきながら議論を本格化し、年内を目途として部会としての取りまとめを行っていただきたいと考えております。

いずれにいたしましても、部会運営につきましては、委員の皆様ともよくご相談をさせていただきながら進めていきたいと考えておりますので、どうぞよろしく願いをいたします。

我が国の障害保健福祉行政を取り巻く状況は劇的に変化を続けておまして、難しい課題も多くございますけれども、この部会での議論が実りあるものとなることを期待いたしまして、ご挨拶とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○川尻企画課長

～委員の皆様のご紹介～

以上、28名の委員の方々をご紹介しましたが、本日はご欠席ですけれども、財団法人日本知的障害者福祉協会の小板孫次委員に委員の就任をお願いしています。また、東松山市の坂本祐之輔市長にもご就任をお願いしているところでございます。

なお、委員の皆様方の辞令につきましては、大変恐縮でありますけれども、お手元の封

筒に入れさせていただいておりますので、おおさめをいただきますようお願いを申し上げます。

～事務局の紹介～

それでは、議事に入らせていただきます。

まず、部会長の選出でございますけれども、社会保障審議会令第6条第3項によりまして、部会長は当部会に属する社会保障審議会、これは親委員会のほうでございますが、の委員の互選により選出するというにされております。先ほど、30人の委員の方々をご紹介させていただきましたが、正確に申し上げますと、社会保障審議会、親審議会の委員として2名、そして28人の臨時委員という形で本部会は構成をされております。そして、親審議会の委員は潮谷委員とそれから高橋委員のお2人でございますが、予めお2人にご相談をさせていただいた結果、潮谷委員が部会長をお務めいただくということになりました。ということで、潮谷委員に部会長席にご移動をいただきまして、以降の議事運営につきましては潮谷部会長をお願いをしたいというふうに思います。

○潮谷部会長

それでは、一言ご挨拶を申し上げたいと思います。

私が、この部会の部会長という役割を担わせていただきます。この審議会は皆様方30名近い方々がおいででございますけれども、それぞれのお立場の中から本当に参画できてよかったです、そういう充実感の中で、この会を私は進めさせていただくことができたと心から願っているところでございます。30名のメンバーでいらっしゃいますので、ぜひ今後とも、それぞれのお立場のご意見をしっかりと私も拝聴させていただきつつこの会の役割を担わせていただきます。

それでは、着座をいたしまして役割を担いたいと思います。

早速でございますけれども、引き続き部会長代理指名に移らせていただきます。

社会保障審議会令第6条第5項では、部会長が予め部会長代理を指名することになっております。私は、障害者福祉施策に大変知見が深くて、社会保障審議会の委員でもいらっしゃいます高橋委員にお願いしたいと思っております。高橋委員から内諾は得ておりますが、皆様のご了解はよろしゅうございますでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○潮谷部会長

はい、ありがとうございます。

それではどうぞよろしく願いいたします。

○高橋部会長代理

部会長代理ということでご指名いただきまして、誠に光栄でございます。微力でございますけれども、部会長を補佐して精いっぱいやりたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

○潮谷部会長

委員の皆様方がご欠席になられる際のことについてですけれども、代わりに出席をされる方のこの取り扱いについて、皆様方にお諮りをしたいと存じます。社会保障審議会運営規則第10条におきましては、各部会の運営に必要な事項は、同規則に定めますほか部会長が定めると、こういうことになっております。本部会といたしましては、委員の皆様がご欠席になられる際に代替りの方にご出席いただく場合は、事前に部会長の了解を得た上で、参考人という形で議論にご参加いただくことを認めるという、そういう取り扱いにさせていただきたいと思いますが、このような取り扱いでよろしゅうございますでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○潮谷部会長

ありがとうございます。

なお、今回は、財団法人日本知的障害者福祉協会の小板孫次会長がご欠席のために、西村参考人にご出席をいただいております。

はい、ありがとうございます。

○潮谷部会長

それでは、引き続き本日の議事でございます障害者自立支援法の施行状況について入ってまいりたいと思います。

まず、事務局のほうからご説明をお願いいたします。

○川尻企画課長

～資料の説明～

○潮谷部会長

ありがとうございました。

ただ今の説明について、各委員の方々からご質問、ご意見等を賜りたいと思います。ただ、本日はご承知のとおり16時までということでございますので、できるだけ多くの委員の皆様方にご発言をいただきたいと思います。ぜひ簡潔によろしく願いいたします。また、事務局からのお答えは少しまとめたところでちょうだいしたいと思います。発言をさせていただきます方は、できましたらご自身のお名前をお伝えいただければと思います。

それでは、どなたからでも結構でございますのでご発言をお願いいたします。

はい、どうぞ。安藤さん、どうぞ。

○安藤委員

安藤です。資料3についてお伺いしたいんですけども、具体的な数字が出て非常に分かりやすいんですけども、同時にそのものの分析がないんです。数字についてのプラス評価、マイナス評価いろいろあると思うんです。したがって、この数字について、厚生労働省がどういう評価をしているのか、いろいろな課題そのものを私たちは知りたいんですけども、私たちとしてもこの数字だけでは、この2年間の自立支援法の内容が本当に障害者のためになるのかどうか判断できないという面がありますので、行政の責任として数字を出すんですしたら、数字の分析そのものをきちんと出すべきものだと思うんです。

例えて言いますと、9ページですけど、福祉施設から地域生活への移行があるんです。1万9,000人、約13%が地域生活への移行が認められるとありますので、この施設から地域に移行したことが、この1万9,000人の障害者の意思になっているのか、そうではなくて自己負担に耐えられず施設を出なきゃならなかったのかというようなところが見えないんです。そんなところを厚生労働省はどう見ているのかというような面で質問したいと思いますのでよろしくをお願いします。

○潮谷部会長

ほかにごございませんでしょうか。はい。手を挙げていらっしゃる福島委員、よろしくお願い致します。

○福島委員

福島です。具体的な話題に入る前に今日は第1回なので、次の点をお伺いしたいと思っています。冒頭で中村部長やあるいは先ほど川尻課長のほうからも、一定程度ご説明はいただいているのですが、要するにこの今回の障害者部会のミッションとは何か。親審議会あるいは与党プロジェクトチームから何を問われていて、それに対して何を答えるのかという点が必ずしも明確に伝わってこないんですよ。いろいろなテーマがあったりしますが、まず法律レベルで言った場合に、法改正が必要とするレベルから政省令の改正で済むレベルや、運営要綱で対応できる部分もあるでしょうし、一方、予算についてもかなり大きな予算を必要とするものから、比較的小さな予算で対応できるものもあると思いますので、それによって法律の関係では国会等との兼ね合いがあるでしょうし、予算については概算要求のタイミングとの関係などもあるだろうと思いますので、そうするとこの部会ができる、果たせる役割というのは、相当制限をされたもの、限られたものになるだろうと思われまますので、限られた中で何を私たちは求められているのか。漫然と散漫な議論をしても余り建設的な結果は出ないと思いますので、より重点的にここを議論するという

方針が既に部会長なり事務局サイドにおありなら提示していただいて、それを重点的にする。あるいは必ずしもそういうものもないのであれば、それ自体を私たち委員が決めていく議論をしていくというプロセスをとらないと、ばらばらな具体的な意見を個別に出していても收拾つかないと思うんですよ、というのが私の質問であり意見でもあります。

以上。

○潮谷部会長

ありがとうございました。

福島委員のご意見に関連するようなご意見ございませんでしょうか。

もしよろしければ、ただ今福島委員の質問に対して、事務局のほうからまずはお答えをいただきたいと思います。

○川尻企画課長

最後の検討課題のところの説明を大分はしよらせていただきましたけれども、まず、この部会でご議論いただくことにつきまして、何ら現時点で制約をかけるというつもりはございません。ただ、与党のプロジェクトチームでは9つの課題について、かなり細かく方向性を提示をしていただいておりますので、それが一つの検討課題としては参考になるのではないかなというふうに思っております。それから、当然予算のタイミング、法律のタイミングというのものもあるわけでございますけれども、それは実施時期とも絡んでまいりますけれども、できるだけここで幅広くご議論いただいて、そしていろんな財政的な制約はあるかもしれませんが、そのご意見を踏まえた上で制度改革に取り組んでいきたいというふうに思います。

それで、ただ進め方でございますが、冒頭、部長のほうからご挨拶で申し上げましたけれども、まず委員の皆様方からご意見をいただいた上で、私どものほうでも一定の方向性のあるたたき台をつくりたいということで別の検討会の場を設けております。その検討会である程度論点を整理して、一定の提案、あくまで案でございますが、そういうご提示を秋口ぐらいにしたいというふうに思っております。

○潮谷部会長

ありがとうございました。

よろしゅうございますでしょうか、福島委員。

○福島委員

分かりました。

○潮谷部会長

ほかにございませんでしょうか。

○竹下委員

僕からよろしいでしょうか。

○潮谷部会長

はい、竹下委員。

○竹下委員

はい、すみません。竹下です。二、三短くお聞きします。

資料2の関係の数字でよく理解できないので確認しておきます。そもそもが、例えば障害者関係の年金と手帳交付の定義ないし要件が異なっていると思います、精神障害者の場合ほとんど同一かと思うんですが、そうするとこの2つの数字が同一の資料で出てきているときに、どう比較するための資料として出てきているのかについての、もしそこに意義があればご説明いただくというのが1点。

それから2点目は、移動支援事業に関しまして数字が出ているんですが、その内容、身体なら身体の中で、どういう障害種別ごとの利用実態になっているのかについてのデータがあればこれの開示をしていただきたいのが2点目。

それから3点目は、障害者認定区分については、既に厚労省においてたたき台というのか、試案というのか少し出ているかと思いますが、これはこの部会では論議にならないのかしていただけるのかが3点目。

以上、この3点について、とりあえずお聞きしたいと思います。

○潮谷部会長

ほかにも、皆様ございませんでしょうか。

どうぞ、長尾委員。

○長尾委員

ちょっと資料2につきまして、若干精神のことでお聞きしたいんですが、これは総括的な形で数字が出ておるとは思いますけれども、例えば資料2の5ページ、小規模作業所の移行状況ですね。これなんかも精神の部分の小規模作業所がどの程度移行したのかというようなこととかお聞きしたいと思いますし、それから、先ほど精神の部分というのは、3障害一緒になって市町村が行えるようになったということになって、いかにも進んだように言われておりますけれども、実質はなかなか精神は進んでおりませんし、資料2の15ページの障害福祉関係予算の数字につきましても、これは随分予算上は増えておりますけれども、この内訳でこの中身がどういうところが増えているのか。精神では、じゃ、どの辺、

どの程度これが増えているのかというようなことが分かれば教えていただきたいと思いま
すし、さらに精神の退院促進ということで、障害福祉サービス見込み量の推移というこ
とで、そこでグループホーム、ケアホームが平成23年度に8万人用意されるところで、いか
にも精神がこれだけ増えるというような若干言い方をされたのは、これはグループホーム、
ケアホームは全てを含んでの話ですので精神だけの話ではない。では、どの程度これの中
で精神が考えられているのかというようなことも若干お聞きしたいと思います。

それからもう一つ、これは資料2の部分で、障害手帳のことがあります、精神障害の
手帳につきましては、ちょっと遅れた面もありまして、実際の交通機関でのメリットがほ
とんど今ないわけです。そういったことが、どの程度考えられているのかというようなこ
ともお聞きしたいと思います。

以上です。

○潮谷部会長

今、資料2、資料3に対して出ておりますけれども、皆様方の中で関連的にございま
すでしょうか。

はい、すみません、こちらから名前が見えませんが、どうぞお願いいたします。

○川崎委員

川崎でございます。

実は、資料のほうの先ほどご説明がありました精神障害者の退院促進の件でございます
が、実はこれ、受け入れ条件が整えば退院ができるということで、実際これは減数して
おりますんですけれども、この受け入れ条件はどのようにちょっとお考えかと思いま
して、精神の場合の支援、それが私ども大変に必要かと思っているんですけれども、この受け入
れ条件をどのようにお考えかということをちょっとお聞きしたいと思います。

以上です。

○潮谷部会長

ほかにございませんでしょうか。はい、どうぞ。

○新保委員

新保です。

資料の4の5ページに、報酬の日払い方式の考え方が書いてございます。これがある意
味で自立支援法に関わる新たな取組ということで、まさにその下に書いてございますよう
に、ニーズに応じていろんなサービスを組み合わせて利用することが可能なんだというこ
とがうたわれています。このことは大変いいことだというふうに私自身は思っているん
ですが、実態は法の趣旨に沿う形で利用することは難しいんです。それはなぜかといいま

と、市町村の審査に時間がかかり、その認定がないと利用ができないという実態がございます。したがって、AとBの2つの機能の事業を同時並行で利用するというのは極めて難しいという現実がございます。それは、資料5の12ページの、いわゆる簡素で分かりやすい制度体系を目指すと書いてあるんですが、簡素で分かりやすい制度体系になっていないという実態があるんじゃないかというふうに思います。

そのことを指し示しているのが、実は資料の3の6ページだというふうに思います。利用者がAとBのいわゆる事業を活用したいというふうに相談に来る。相談に来たらしっかりと相談を受け入れてマネジメントし、そしてそれが活かされていかなければいけないはずなんですが、実際に指定相談支援事業者は2,523事業者もあって、サービス計画作成費の支給決定は1,429人しかいない。1つの事業所に1人もいないというところがあるということですね。この実態は、このサービスを受給する基盤になる相談支援ないしはケアマネジメントがしっかりと行われていないということを明らかにしているんだろうというふうに思います。ケアマネジメントは障害者のサービス利用及び地域生活を支援する上で、重要な課題といえますので、このことについて担当の方々がどのようにお考えになっているかについてお聞きしたいというふうに思っております。

○潮谷部会長

ありがとうございました。

この辺りで事務局のほうから、安藤委員からの問題を含めて、それぞれ資料の2、資料の3、そして資料の3に関わる中で、資料の5が関係しているというような状況での質問でございますので、よろしくお願いいたします。

○川尻企画課長

今日は時間がございませんので、特に細かなデータ等の関係につきましては、ちゃんとテークノートいたしまして、次回に資料としてお出しをさせていただこうというふうに思います。

○中村社会・援護局長

ちょっとよろしいですか。

○潮谷部会長

はい、どうぞ。

○中村社会・援護局長

社会・援護局長の中村でございます。

今日資料を出させていただいて、大変たくさんいろいろご質問とかいただきました。も

っともなことではないかと思えます。それから、安藤委員が言われるように評価どうなっているかということでございますが、ちょっと背景をご説明させていただきますと、先ほど中心になる数字は資料3だと思えますが、平成19年12月の、1ページご覧いただきますように、12月分速報値でございますが、これは初めて自立支援法を動かし出しまして、こういう形で電子データで速報値がとれるようになりまして、それで少し二、三カ月やってきまして安定してきたものでございますので、19年12月のサービス提供分について初めてまとめたものでございます。私自身もちょっとチェックさせていただきまして、まだまだこの集計の仕方など問題がある。それは先ほど川尻課長が申しあげましたように、3ページのところにあります47県のデータをそのまま足しておりますので、事業所数などは、例えば千葉県の方と埼玉県の方と東京都の方が1つの事業所を使っていた場合に、千葉県さんからも1、埼玉県さんからも1、東京都から1来るので、1つの事業所が3カ所とカウントされるというような問題もあります。したがって分析する場合に、そういうことの集計をし直さなきゃならないというのが第1点。

第2点は、12月分でございますので、これからは毎月分これが入手できることとなりますので、ある程度複数月が出れば、時間の経過とともに変動が分かるということとなりますので、さらにどういう方向にサービス量が動いているのかとか、そういったことも分かるようになると思えます。

それから、長尾委員がご質問ありましたように、この中で障害別でどうかとか、可能であれば障害程度区分別にどういう使われ方になっているのかとか、そういうお話も出てくると思えますので、申し上げたいことは、我々のほうもこれは1回目のデータでございますが、精査の上、それからご質問いただいたこと、それから評価分析する際に、この評価分析もぜひこの部会でもやっていただきたいと思えますが、それにご参考になるような集計をさせていただきたいと思っておりますので、それらを含めまして次回に提出させていただきます。

○潮谷部会長

ありがとうございました。

皆様よろしゅうございますでしょうか。今、局長のほうから数的な根拠性、経年的な変化、あるいは障害区分と利用実態、こういったことはいましばらく余裕をいただいた上でということでございますが、よろしゅうございますでしょうか。はい、どうぞ。

○井伊委員

日本看護協会の井伊と申します。

ただ今、次にまた追加の資料がいただけるというお話でしたので、もうあと2点お願いしたいというふうに思います。

まず1つは、資料2の身体障害者手帳の交付者の状況等がありますが、この障害になっ

ている前提の原因疾患の把握などをしておられましたらそれもお教えいただきたいというふうに思います。

それともう一つは、資料3のサービス種類がナンバリングをして出てございますが、中には訪問看護を利用している方もいらっしゃるのではないかと思います。その訪問看護につきまして、どのぐらいの利用があるのかということもお教えいただきたいというふうに思います。よろしくお願いします。

○潮谷部会長

はい、広田委員お願いします。

○広田委員

3点です。1点は、川尻課長が精神障害者手帳のところで40万人がいるというお話をされたんですけども、年金の対象という言葉をお話されたんですけども、認識として精神障害者の多くが無年金、私もそうですが、要するに精神科に初診にかかったときに無年金の人が多いので、そういうまくら言葉を使うような認識はまず改めていただきたい。これはお願いします。

2点目は、ちょっと膨大な資料が出て膨大な説明があったので、私の単純な頭で整理し切れないんですけども、いわゆる自立支援法で所得の保障ということもあります。それから就労が目玉のように言われながら、実は、私ハローワークに相談者と何回も行きますけれども、精神障害者の、いわゆる障害者枠のところで精神障害者が就労先を探そうとすると、精神障害者の特性に見合ったような就労がない。例えば私ですと、今、午後だからこうやって発言しているんですけども、午前中だったらべたっと寝ているとかいうことで、午後1時から4時までとか、1時から5時という形で勤めたいという人もたくさんいるわけです。ところへ行ってみると、9時から5時週に3日とか、そういう形で精神障害者が勤められるような就労先がないというのが1点なんです。それと、精神障害者を障害者の雇用率に入れていただいたと、それは一歩前進なんですけれども、やはり20時間週にコンスタントに通うということはなかなか難しい人もたくさんいます。ですから、これをもっと下げていただきたいということが2点目です。全国のハローワークにもっと職場開拓をしていただきたいと、それが2点です。

それから、3点目、今いみじくも局長が生活保護のことにちょっと触れたので、川崎さんのお話に対して局長がお話ししたので、要するにいろいろなほかの県にまたがって福祉を利用しているという話もされましたよね。そうしますと、今、厚生労働省の保護課が通院先を市内にしなさいと。その背景には、北海道の滝川の人が飛行機で大阪に通院していたというふうに、だれがどう考えても考えられないような現実が起こっていて、それが報道で大きく取りざたされた。それは当然のことだと思います。そういうことを背景にして、それがいわゆるきちんと普通の一般的な暮らしをしている生活保護のところにまで打